

# 令和5年度 第5回 潟上市上下水道事業経営審議会

日 時：令和5年8月30日（水）午前10時

会 場：潟上市役所 2階 第1・2会議室

## 審議内容

1. 水道料金の体系案について
2. 料金改定の時期について
3. 答申書について
4. その他

閉 会

# 改定案

案A			
口径(mm)	基本(1m <sup>3</sup> )	2~5	6~
13	649	110	253
20	704		
25	1,100		
30	2,640		
40	4,840		
50	6,600		
75	9,900		
100	11,000		

## 一部の超過料金を低くする体系

13mm~25mmの2~5m<sup>3</sup>の超過料金を低く設定  
家庭用の基本水量の変更による超過料金の増額を緩和する

案B				
口径(mm)	基本(1m <sup>3</sup> )	2~5	6~10	11~
13	847	110	220	264
20	869			
25	1,100			
30	2,640			
40	4,840			
50	6,600			
75	9,900			
100	11,000			

## 超過料金を水量別に3段階とした体系

全ての口径で2~5m<sup>3</sup>、6~10m<sup>3</sup>の超過料金を低く設定  
大口径の少量使用者への影響を緩和する  
水量の区切りは、現行の家庭用・営業用の基本水量5m<sup>3</sup>と、団体用の基本水量10m<sup>3</sup>に基づく

案C					
口径(mm)	基本(1m <sup>3</sup> )	2~5	6~10	10~150	151~
13	847	99	220	242	
20	869				
25	1,100				
30	2,090	121	264	286	242
40	4,565				
50	6,600				
75	8,195				
100	9,460				
浴場用	上記による	176			
工事用	440	440			

## 超過料金を口径別で2段階、水量別で4段階とした体系

家庭用を含む13mm~25mmと、それ以外の口径の超過料金を2分し、さらに水量別で細分化  
30mm以上の151m<sup>3</sup>以上の超過料金を設定

### 【参考】

#### 現行料金体系

基本・超過料金			
用途	基本水量	基本料金	超過料金
家庭用	5	792	198
営業用	5	1,254	308
団体用	10	2,090	242
浴場営業用	100	14,300	176
工業用	50	14,300	286
臨時用	1	440	440

+

メーター使用料	
口径(mm)	使用料
13	99
20	121
25	143
30	209
40	231
50	759
75	847
100	1188

## 改定案A～C料金体系イメージ

案A			
口径(mm)	基本(1m <sup>3</sup> )	2～5	6～
13	低	低	高
20	↑		
25			
30			
40			
50			
75	↓		
100	高		

案B				
口径(mm)	基本(1m <sup>3</sup> )	2～5	6～10	11～
13	低	低←		→高
20	↑			
25				
30				
40				
50				
75	↓			
100	高			

案C					
口径(mm)	基本(1m <sup>3</sup> )	2～5	6～10	10～150	151～
13	低	低←		→高	
20	↑				
25					
30		低←		→高	→減
40					
50					
75	↓				
100	高				